

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年10月12日(2006.10.12)

【公表番号】特表2005-533110(P2005-533110A)

【公表日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2004-521686(P2004-521686)

【国際特許分類】

A 6 1 K	31/65	(2006.01)
A 6 1 P	1/02	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	11/06	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	31/65	
A 6 1 P	1/02	
A 6 1 P	9/10	
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	11/06	
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	43/00	1 1 1

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月28日(2006.8.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

C-反応性タンパク質レベルの減少を要する哺乳類のC-反応性タンパク質レベルを減少させるための医薬組成物であって、有効量の非抗菌性テトラサイクリン製剤を含有することを特徴とする医薬組成物。

【請求項2】

テトラサイクリン製剤が非抗菌量の抗菌性テトラサイクリンを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

抗菌性テトラサイクリンがテラマイシン、オーレオマイシン、ドキシサイクリン、ミノサイクリン、テトラサイクリン、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、デメクロサイクリン、ライムサイクリン、又はこれらの医薬上許される塩からなる群から選ばれる、請求項2記載の医薬組成物。

【請求項4】

テトラサイクリン製剤が非抗菌性テトラサイクリンを含む、請求項1記載の医薬組成物

。【請求項5】

非抗菌性テトラサイクリンがCMT-1、CMT-2、CMT-4、CMT-6、CMT-7もしくはCMT-9、又はこれらの医薬上許される塩からなる群から選ばれる、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項6】

テトラサイクリンがCMT-3、もしくはその類似体、又はこれらの医薬上許される塩である、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項7】

テトラサイクリンがCMT-8、もしくはその類似体、又はこれらの医薬上許される塩である、請求項4記載の医薬組成物。

【請求項8】

テトラサイクリンがCMT-10、もしくはその類似体、又はこれらの医薬上許される塩である、請求項4記載の医薬組成物。